

組織的ないじめ対応の流れ

(令和7年2月作成)
(令和8年2月一部改定)

いじめは、日常的にどの学級でも、どの児童にも起こり得るという認識の下、担任が一人で抱えこむことなく、迅速な組織対応につなげる。また、いじめ重大事態に発展することがないように、以下のいじめの「早期発見」から「早期対応」を組織的に行っていくようにする。

